電　気　料　金　プ　ラ　ン　約　款（　低　圧　）

２０２６年　１０月　１日実施

株式会社とっとり市民電力

目次

1　適用 1
2　実施時期 1
3　約款の変更 1
4　契約種別 1
5　契約超過金 4
6　日割計算 4

１． 適用

電気料金プラン約款（以下「プラン約款」という）は、株式会社とっとり市民電力（以下「当社」という）の電気需給約款（低圧）（以下、「電気需給約款」という。なお、当社が電気需給約款を変更した場合には、変更後の電気需給約款によります。）にもとづき、電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、プラン約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、電源調達等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含みます。

２． 実施時期

プラン約款は、２０２６年１０月１日より実施いたします。

３． 約款の変更

(1) 当社は、プラン約款を変更する場合には、電気需給約款第２条（電気需給約款の変更等）を適用します。この場合、電気需給約款第２条（電気需給約款の変更等）において、「本約款」を「プラン約款」と読み替えて適用します。

４． 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

低圧電力　バリュープラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として５０キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が５０キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ　契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値とします。（ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記ロに準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。）

(イ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

(ロ)　(イ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の１４キロワットにつき	９０パーセント
次の３０キロワットにつき	８０パーセント
５０キロワットをこえる部分につき	７０パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ)供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×１／１０００

なお、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合の電圧は、２００ボルトとします。

(ロ)供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧２００ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×１．７３２×１／１０００

(5) 電気料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、および電気需給約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気需給約款別表２（電源調達等調整）（１）によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、電気需給約款　１４（料金の算定および算定期間）に定める算定期間１月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力　１　キロワットにつき	１，０４２　円　４０　銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１　キロワット時につき	１５　円　４１　銭	１４　円　１２　銭

従量電灯Ｂ　バリュープラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であること。

ロ　１需要場所において当社の低圧電力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において当社の低圧電力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(1) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

(2) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(3) 契約容量

イ　契約容量は、契約負荷設備の総容量に次の係数を乗じてえた値とします。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の１４キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の３０キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
５０キロボルトアンペアをこえる部分につき	６５パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（イ）供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×１／１０００
なお、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合の電圧は、２００ボルトとします。

（ロ）供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧２００ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×１．７３２×１／１０００

(4) 電気料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、および電気需給約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気需給約款別表２（電源調達等調整）（１）によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、電気需給約款　１４（料金の算定および算定期間）に定める算定期間１月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量　１キロボルトアンペアにつき	３８０　円　０５　銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８　円　６４　銭
１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２４　円　７３　銭
３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２５　円　２９　銭

５．　契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用されたことにより、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者から契約超過金を求められた場合、お客さまは、当社に対して　当該契約超過金を支払っていただきます。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、お客さまにその料金とあわせて支払っていただきます。ただし、当社が別途支払期日を定めた場合は、その期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。

６．　日割計算

(1) 電気需給約款１４（料金の算定および算定期間）（１）イ、ロおよびハに該当する場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割計算する場合は、次のとおりといたします。

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{算定期間の終期の属する月の暦日数}}$$

ロ　電力量料金は、使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割する場合には、次により算定いたします。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = \text{１２０キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{算定期間の終期の属する月の暦日数}}$$

なお、第１段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = \text{１８０キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{算定期間の終期の属する月の暦日数}}$$

なお、第２段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時をこえ、３００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

上記によって算定された最低料金適用電力量、第１段階料金適用電力量、第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ハ　電気需給約款１４（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、やむを得ず算定期間中に契約種別等を変更した場合に日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(2) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、（１）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

附則

本約款は、２０２６年１０月１日より適用する。

２０１７年	９月	１日制定
２０１８年	１０月	１日改定
２０１９年	１０月	１日改定
２０２２年	４月	１日改定
２０２５年	９月	１日改定
２０２６年	６月	１日改訂
２０２６年	１０月	１日改訂